

# 令和元年度千葉県応急修理事業報告書

## 全国木造建設事業協会千葉県協会



作成 全国木造建設事業協会千葉県協会事務局

令和2年3月18日 作成

【令和2年7月1日 改訂】

# 目次

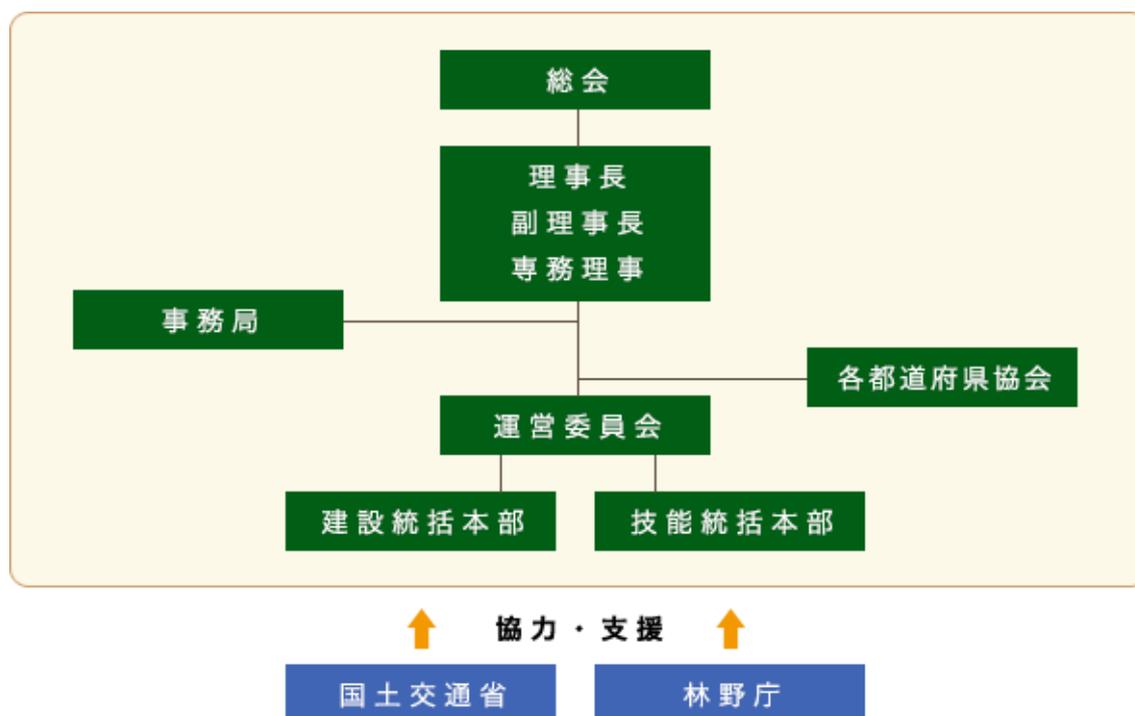
新 1. 全国木造建設事業協会組織概要	1
2. 全国木造建設事業協会千葉県協会構成団体	2
3. 事業開始経過	2
4. 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書の改正	2
新 5. 令和元年台風15号・19号及び10月25日の大雨による住家被害	3
新 6. 災害救助法に基づく住宅の応急修理及び被災住宅修繕緊急支援事業	3
7. 千葉県応急修理フロー	5
8. 全木協千葉県協会事業フロー	6
9. 応急修理事業実施内容	6
10. 事業遂行行程	7
11. 登録事業者説明会及び登録事業者数	7
12. 見積作成勉強会	8
13. 意見交換会	8
14. 相談件数及び見積案件状況	10
15. 現地窓口相談受付状況	14
16. 施工状況及び完工状況	16
17. 周知活動	17
18. 資材等の作成	19
19. 課題と今後に向けて	23
新 20. 令和2年3月以降のとりくみについて	24

## 1. 全国木造建設事業協会組織概要 ※追加

2011年3月に発生した東日本大震災時の応急仮設木造住宅の建設経験を経て、今後の応急仮設住宅建設等に対応する為に、一般社団法人 JBN・全国工務店協会と全国建設労働組合総連合（全建総連）により、2011年9月に一般社団法人全国木造建設事業協会を設立。

被災した東北3県において福島県を中心に、約1,000戸の応急仮設木造住宅棟の建設、供給を木造軸組工法にて施工。2016年に発生した熊本地震においても、563戸の応急仮設木造住宅、59棟の集会場等の建設を、地元の工務店が県産材や畳を使い、建設。西日本豪雨では、愛媛164戸、岡山57戸、広島31戸の建設を行った。2019年の台風19号で被害を受けた長野県においても55戸を建設。現在（令和2年3月時点）36の都道府県と防災協定の締結。

### 組織図



- 本部+建設統括本部事務局（一般社団法人 JBN・全国工務店協会）
- 技能統括本部事務局（全国建設労働組合総連合）

## 2. 全国木造建設事業協会千葉県協会構成

構成団体：5 団体

ちば木造建築ネットワーク・千葉土建一般労働組合・全建総連千葉県連合会  
東京建設従業員組合・千葉県中小建築工事業協会

役員構成

会長	竹脇 拓也	ちば木造建築ネットワーク	会長
副会長	鈴木 徳男	千葉土建一般労働組合	中央執行委員長
副会長	中野 光郎	ちば木造建築ネットワーク	副会長
理事	宮田 孝	東京建設従業員組合	副執行委員長
理事	鈴木 友則	全建総連千葉県連合会	執行委員長
理事	阿久津 弘幸	千葉県中小建築工事業協会	会長
監事	佐藤 吉彦	千葉土建一般労働組合	書記次長
事務局長	秋山 奈穂子	ちば木造建築ネットワーク	事務局長
事務局次長	小野 陽寛	千葉土建一般労働組合	中央常任執行委員

## 3. 事業開始経過

2019 年（令和元年）9 月 9 日、台風 15 号が千葉県を通過。最大瞬間風速 57.5m/s を観測。停電や千葉県の初動対応も含め被害の全容把握に時間がかかる。発災当初は構成団体それぞれで被害対応（県 HP 掲載・修繕・ボランティアなど）にあたる。9 月 20 日に千葉県住宅課と懇談し、全木協として応急修理体制案を提示。9 月末頃、県内の応急仮設住宅建設計画が浮上し、同 29 日南房総市、10 月 1 日に館山市において仮設建設候補地を視察。同 3 日に千葉県住宅課を含め、意見懇談を行い、この時点で応急仮設については保留となり、応急修理の検討に移行。10 月 11 日国土交通省より全木協千葉県協会に対し、応急修理対応の依頼がされる。以降、10 月中旬にかけて、千葉県住宅課とスキーム作成、国土交通省と事業補助金申請に係る懇談を継続。10 月 17 日千葉県協会の合同会議を実施。全木協本部も参加。全体として応急修理事業の実施を確認。10 月 18 日千葉県住宅課と懇談し、正式に応急修理事業への参加を受諾。以降、事業フローなどの詳細を作成し、11 月 7 日に全木協千葉県協会応急修理事業がスタート。

## 4. 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書の改正

応急修理事業へ対応するため、千葉県と（一社）全国木造建設事業協会との間で締結している協定書（平成 26 年 4 月 18 日付）について、「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定」に「災害時における災害救助法に基づく応急修理や、それ以外の修理」についても対象とする協定書への改正を実施。

## 5. 令和元年台風 15 号・19 号及び 10 月 25 日の大雨による住家被害 ※追加

### 住家被害

		房総半島台風（15号）	東日本台風（19号）	10月25日の大雨
全壊	476 棟			
半壊	6,267 棟	全壊 409 棟	全壊 32 棟	全壊 35 棟
一部損壊	79,131 棟	半壊 4,281 棟	半壊 270 棟	半壊 1,716 棟
床上浸水	511 棟	一部損壊 71,624 棟	一部損壊 5,665 棟	一部損壊 1,842 棟
床下浸水	955 棟	床上浸水 38 棟	床上浸水 25 棟	床上浸水 448 棟
		床下浸水 58 棟	床下浸水 69 棟	床下浸水 828 棟

※気象庁において、台風第 15 号については「令和元年房総半島台風」、台風第 19 号については「令和元年東日本台風」と名称を定めた

※千葉県災害復旧・復興に関する指針（令和元年房総半島台風・東日本台風及び 10 月 25 日の大雨）令和 2 年 3 月改訂版より

## 6. 災害救助法に基づく住宅の応急修理及び被災住宅修繕緊急支援事業 ※一部追加

### ①災害救助法に基づく住宅の応急修理事業

令和元年台風 15 号及び 19 号、10 月 25 日の大雨により被害を受けた住宅について、被災者が引き続き住み続けることができるよう日常生活に欠くことのできない部分の修理を支援する制度。

### 要件

- (1)災害のため住家が被災し、自らの資力では応急修理することができないこと
- (2)応急修理を行うことによって、避難の必要がなくなること
- (3)災害救助法に基づく応急住宅（仮設住宅）を利用しないこと

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、住宅の応急修理の対象外。ただし、応急修理を実施することで居住が可能である場合は対象。

### 応急修理の範囲

屋根等の基本部分など日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に修理を行うことが適当な箇所が対象。

### 費用の限度額

- ・『半壊』または『大規模半壊』の判定を受けた者（世帯）  
1 世帯あたりの限度額は 595, 000 円（税込）以内
- ・『一部損壊』の判定を受け、損壊割合が 10%以上 20%未満の者（世帯）

1世帯あたりの限度額は300,000円(税込)以内

工事費が1,500,000円(税込)を超える場合は、超えた額の20%(最大200,000円)を市町村が被災者へ直接支払う。

## ②被災住宅修繕緊急支援事業

令和元年台風15号及び19号、10月25日の大雨より被害を受けた住宅の屋根または外壁等を補修する方に対して費用の一部が支援される制度。

### 要件

- (1)罹災証明において一部破損と判定された住宅に自ら居住していること
- (2)被災時に被害を受けた住宅に居住していること
- (3)罹災証明により住家が『半壊』の判定を受けた者(世帯) (災害救助法に基づく応急修理を受けたものを除く)
- (4)罹災証明により住家が『一部損壊』の判定を受け、損壊割合が10%未満の者(世帯)

### 修理の範囲

被害を受けた住宅の屋根または外壁等の補修工事

### 補助金額

工事費の20%(上限50万円)。ただし、工事の下限額については自治体が設定。

### 被災住宅に対する支援制度について

		災害救助法適用区域 (41市町村)	適用外 (13市町)	災害救助法適用区域 (41市町村)
全壊	大規模半壊	応急修理(市町村から業者へ支払) <b>上限59万5千円</b> <見積書: 様式第3号>	[被災者生活再建支援法] 県全体が適用 全壊: 300万、大規模半壊: 150万	千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町
		応急修理(市町村から業者へ支払) <b>上限59万5千円</b> <見積書: 様式第3号>		
①応急修理(市町村から業者へ支払) <b>上限30万円</b> + 工事費が150万円を超える場合 <b>上限20万円上乗せ</b> (150万円を超えた額の20%) <見積書: 様式第3-1号>				
②被災住宅修繕緊急支援事業補助金 <b>上限50万円</b> (工事費の20%) <見積書: 様式第3-2号、耐震性等の向上に資する補修確認書>				
一部損壊	損害割合 10~20%			
	損害割合 ~10%			

※注意: ①と②を併用することはできません

申込前に既に工事をしてしまい応急修理の対象とならない場合、②被災住宅修繕緊急支援事業補助金の対象となる場合があります。

災害救助法に基づく住宅の応急修理及び被災住宅修繕緊急支援事業の主な実績・進捗状況

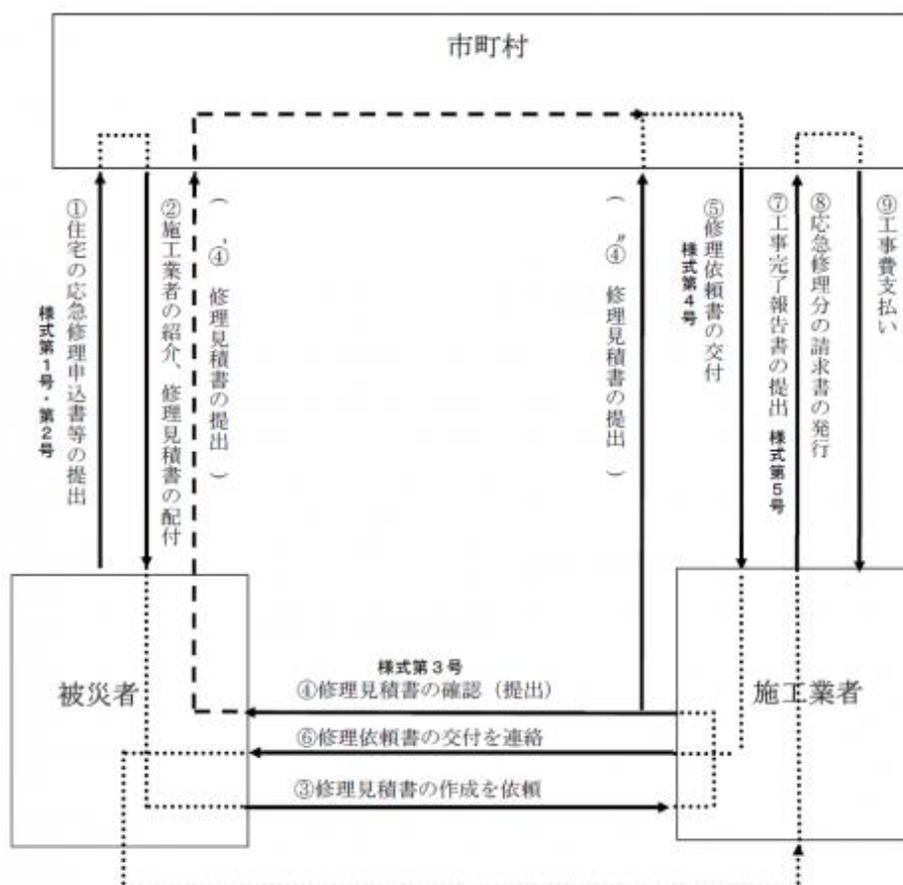
※追加

支援制度	区分	申請数	完了・支給件数
生活再建支援	全壊	375	298
	半壊	725	431
応急修理	半壊以上	2,652	884
	一部損壊	2,528	633
緊急支援補助金	半壊以上	38	31
	一部損壊	14,322	5,548

※千葉県災害復旧・復興に関する指針（令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨）令和2年3月改訂版より

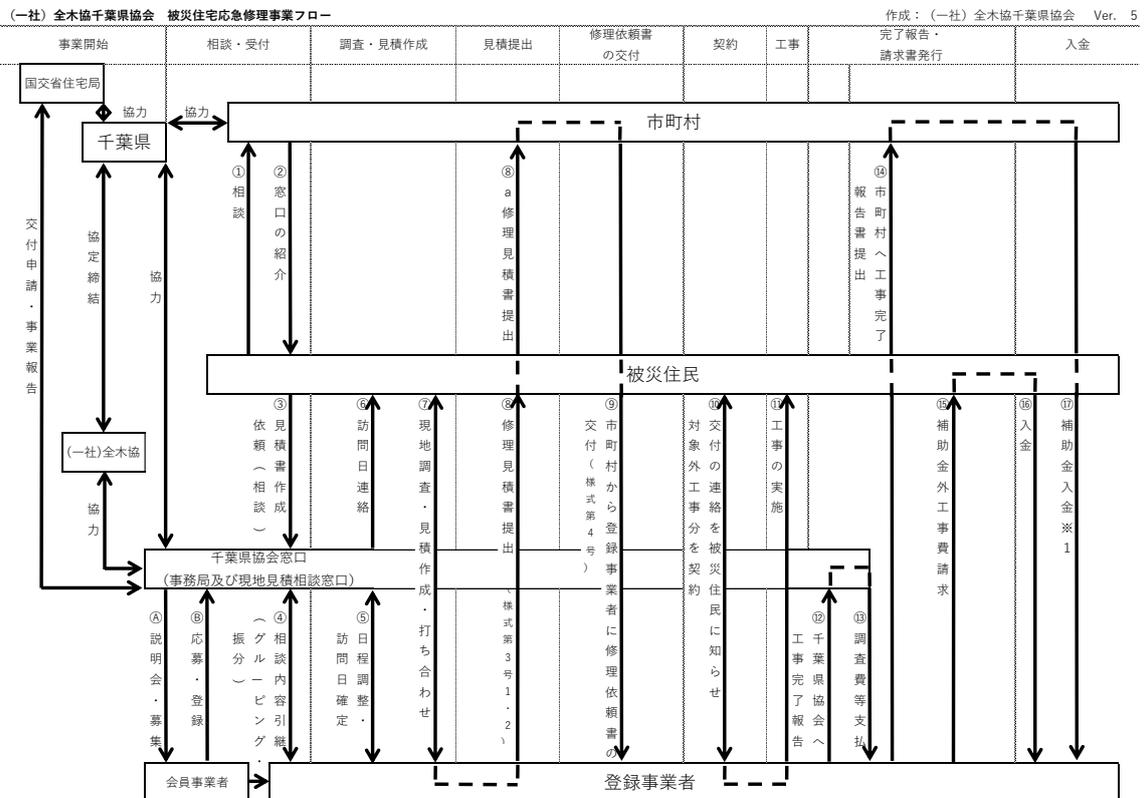
## 7. 千葉県応急修理フロー

被災者が市町村窓口で申し込みを行い、申込を受けた市町村が修理業者に依頼する。



## 8. 全木協千葉県協会事業フロー

自身で工事店が見つけれない被災者から電話または現地相談を受けることで案件がスタート。千葉県協会事務局にて案件を地域ごとに割り振り（グルーピング）し、登録事業者に引き継ぐ。事務局が双方の日程を調整し、事務局から被災者（相談者）に日程・事業者名・担当者などの詳細を連絡。事業者が被災者宅を訪問し、見積を行う。事業者は自社見積書及び県指定の見積書に必要事項を記載の上、被災者に渡す。両見積書については被災者が各市町村窓口（事務局及び現地見積相談窓口）に提出。見積書を市町村が審査し、許可された場合、市町村から事業者へ通知される。通知を受け、工事を実施。終了後、施工報告書を市町村に提出。報告書をもとに、補助金が事業者（災害救助法適用範囲内の場合）に交付される。



## 9. 応急修理事業実施内容

千葉県からの依頼は主に、応急修理の申請や補助金の申請に必要な見積書の作成を円滑に進めるためのコーディネート、具体的には、①被災者から見積書の作成に係る相談を聞き、②被災状況に応じて、見積書を作成することが可能な工務店等を選定し、③見積書の作成を効率的に進めるため、一定程度まとまって見積書を作成できるよう、日程等の調整を行う等の調整役。相談については電話相談に加え、県南部の4市町（館山市・南房総市・鋸南町・鴨川市）では被災住宅の戸数が多数の状況にあることから現地相談窓口の設置も依頼された。

## 10. 事業遂行工程

当初の想定より住宅被害が広範囲で件数が多かったため、風害や水害を受けた住宅の修理ができる千葉県内や周辺地域の施工業者を確保できず、相談者と施工業者の調整に不測の日数を要した。そのため、当初予定していた年度内の事業完了が難しくなった。したがって、国交省に事業未完了の報告をし、電話相談および現地調査派遣を事業延長することが決定している。

事業遂行工程表（当初計画より一部変更）

年度・月 項目	令和元年度															令和2年度														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
当初計画 (令和元年11月6日付け国 住担第240号交付決定時)																														
																電話相談窓口														
																市町村相談窓口														
																現地相談員の登録・育成														
変更後工程																														
																電話相談窓口														
																市町村相談窓口														
																現地相談員の登録・育成														
															現地派遣															

## 11. 登録事業者説明会及び登録事業者数

補助金の申請内容及び方法が非常に煩雑なため、被災者等とのトラブルを避けるため事業者に応急修理事業の正しい理解を得る必要があった。そのため、千葉県協会では登録事業者説明会を実施し、事業者に対して説明を行った。事業者は登録制として、説明会への参加を義務付けた。全国初のとりくみであるため、説明概要などを事務局中心に一から作成した。説明会は11回開催し、1回あたり約1時間30分をかけて説明した。当初は千葉県住宅課も参加し、双方で事業の流れに相違がないか確認しながら行った。



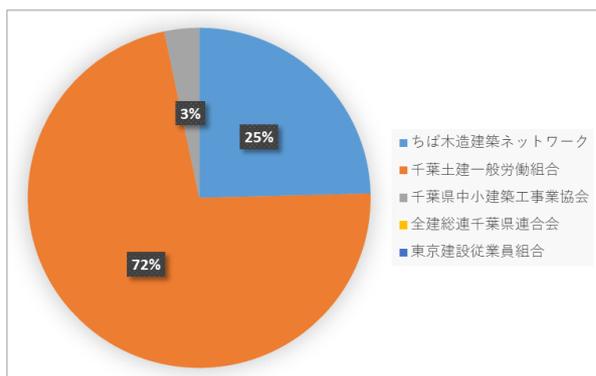
【第2回登録事業者説明会】

## 開催会場

- ①11月01日(金) ちば木造建築ネットワーク 秋山木材産業(株)
- ②11月06日(水) 千葉土建一般労働組合 千葉土建本部
- ③11月11日(月) 千葉土建一般労働組合 千葉土建本部
- ④11月18日(月) ちば木造建築ネットワーク 秋山木材産業(株)
- ⑤11月18日(月) 千葉土建一般労働組合 いすみ支部
- ⑥11月20日(水) ちば木造建築ネットワーク 秋山木材産業(株)
- ⑦11月28日(木) 千葉土建一般労働組合 佐倉支部
- ⑧12月09日(月) 千葉土建一般労働組合 市原支部
- ⑨12月11日(水) 千葉土建一般労働組合 船橋習志野支部
- ⑩12月17日(火) 千葉土建一般労働組合 柏流山支部
- ⑪ 1月17日(金) 千葉土建一般労働組合 千葉土建本部

※後半の会場については日程の都合や事業者不足の解消を目的に見積作成勉強会を同時に開催。1会場あたり2時間30分をかけて説明を行った。

## 団体別登録事業者数 (令和2年6月30日時点)



団体名	登録数
ちば木造建築ネットワーク	15
千葉土建一般労働組合	44
千葉県中小建築工事業協会	2
全建総連千葉県連合会	0
東京建設従業員組合	0
合計	61

## 1.2. 見積作成勉強会

登録事業者向けの見積作成勉強会を実施。応急修理事業に使用する見積書は災害救助法適用区域内外、罹災証明の損害率によって数パターン存在するため、事業者の円滑な見積作成を目的に開催。登録事業者の参加を必須とした。登録状況によって適宜実施。



【第2回見積作成勉強会】

## 1.3. 意見交換会

見積を進めていくうえで、事業者からの質問が増加。特に自治体ごとに手続フローがバラバラなため、状況の確認やトラブル報告も兼ねて事業者による意見交換を実施。初回の意見交換会には千葉県住宅課も参加し、事業者からの質問や要望を直接伝えた。

### 意見交換会での主な意見

- ・業者いなくて困っている人もいるが、見積もり合わせだったりすることがある。

- ・どっちが早くやれるかを問われる。
- ・電話して行くが、どこの人が聞かれる。地元だというと安心される。
- ・値段を聞いてあきらめる人もいる。
- ・あとはどうしたらよいですかと聞かれても、市役所に聞いてくださいというしかない。
- ・様式も行く前にはっきりしてない。市町村でバラバラ。役所が把握していないことも。
- ・書式をダウンロードできるが南房総市、館山市はできない。
- ・様式を書き上げてくれない業者も多い。市も制度を理解してないので、説明が雑。
- ・電話相談窓口でちゃんと伝えていない人がいる。
- ・県の方から同じ対応をしてもらえるように各市町に指導をお願いしたい。
- ・ご高齢の方が多い。公金や保険の申請の理解が難しいようだった。
- ・保険屋さんとのやり取りなどもお客さんの代わりにやっている。
- ・リフォーム詐欺や災害に便乗した悪い会社が存在し、懐疑的になっている。
- ・きめ細かに対応してあげないといけない。
- ・相見積もりについて窓口では必ず聞くようにはしているが、嘘つかれてしまう場合も。
- ・補助金の中で納めたい、という人に工事見積をお願いされるのは非常に悩ましい。
- ・お金をもっていないけれども被害が大きい方はどうしたらよいのだろうか。心が痛む。
- ・市役所のPRが足りない？協力的なところとそうでないところ、認知度に差がある。
- ・県の方でも、自分たちでも認知してもらおうよう動いたほうがよかったのか。
- ・4件回って来いというのが無理。丁寧に見ることができない。
- ・市町村によって判定に差がある。難しさを感じる。
- ・もうブルーシートがダメになったから何とかならないかという要請が入ってきている
- ・追加の工事が一番困る。ちょっと落ち着いてくると追加の工事が出てくる。
- ・運搬経費がかかるところは経費をもらわないといけないか。
- ・館山の工事業者が知人で、見積400件かかえているとのこと。
- ・待たせて関係が悪くなるよりも、OB客もやってもらったほうが良いのだと言われた。
- ・やってあげたいけどもできないという地元の工務店さんたちにも協力できれば。
- ・来年もいつになるかわからないまままた次の台風シーズンを迎える。
- ・見積もり出す前に遠方の業者は高いだろうからと断られてしまった。
- ・被災者のほうが義理堅くてその工務店を離れないというのがほとんど
- ・応急修理事業のフリーダイヤルを知らない方が多い
- ・地元業者が抱えすぎていてよかったら全木協に渡すよ、という地元業者がいる。
- ・1日4件は難しい。2件がせいぜい。
- ・自治体から交付決定通知書が来ない
- ・市役所も手戻りが多いので、やり方が各市町によって全く違う。市の意向が入ってくる様式がある。工事の下限値もあるので、市によっての対応がまちまち（県）

## 1 4. 相談件数及び見積案件状況

事務局が電話相談状況及び現地相談状況を集約し、定期的に千葉県住宅課に報告。

11月から12月中旬にかけて相談が集中し、以降は横ばい減少傾向。

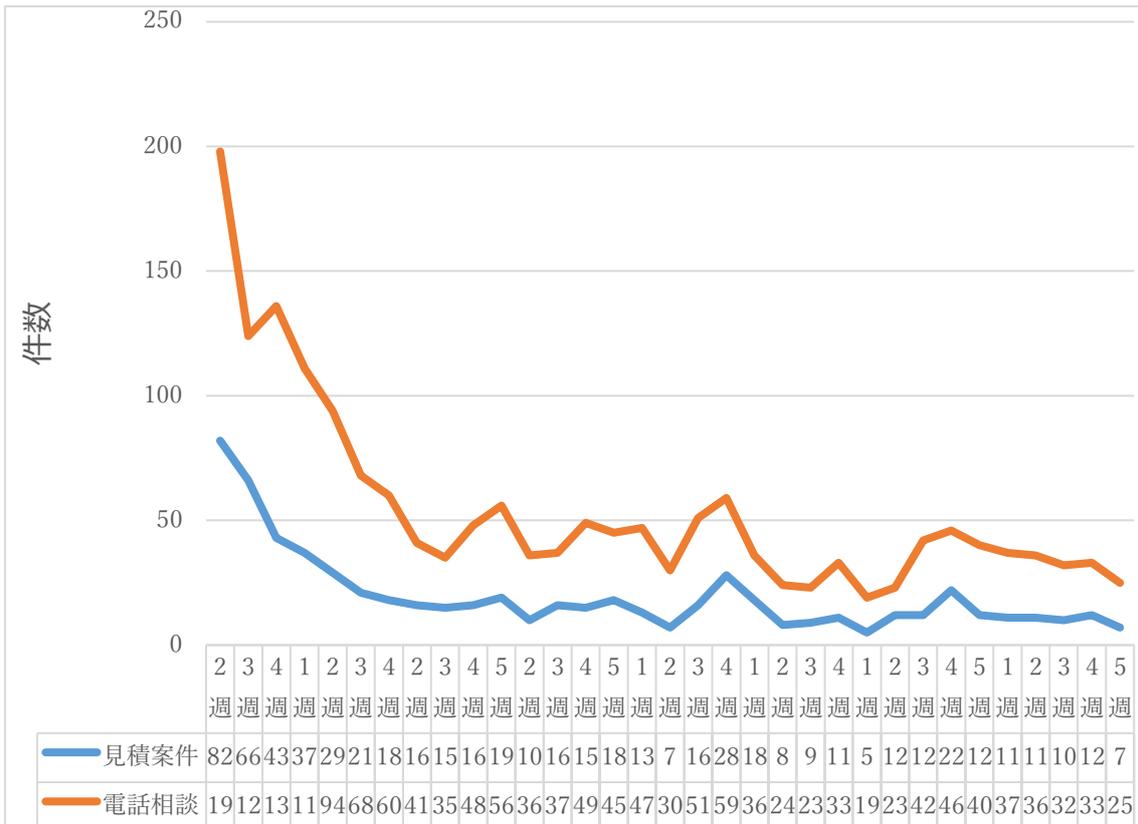
3月の3週から4週にかけて電話相談数が増加。房日新聞への記事掲載及び紙面広告が効果を発揮したと思われる。

電話相談、見積案件集計表（令和2年6月30日時点）

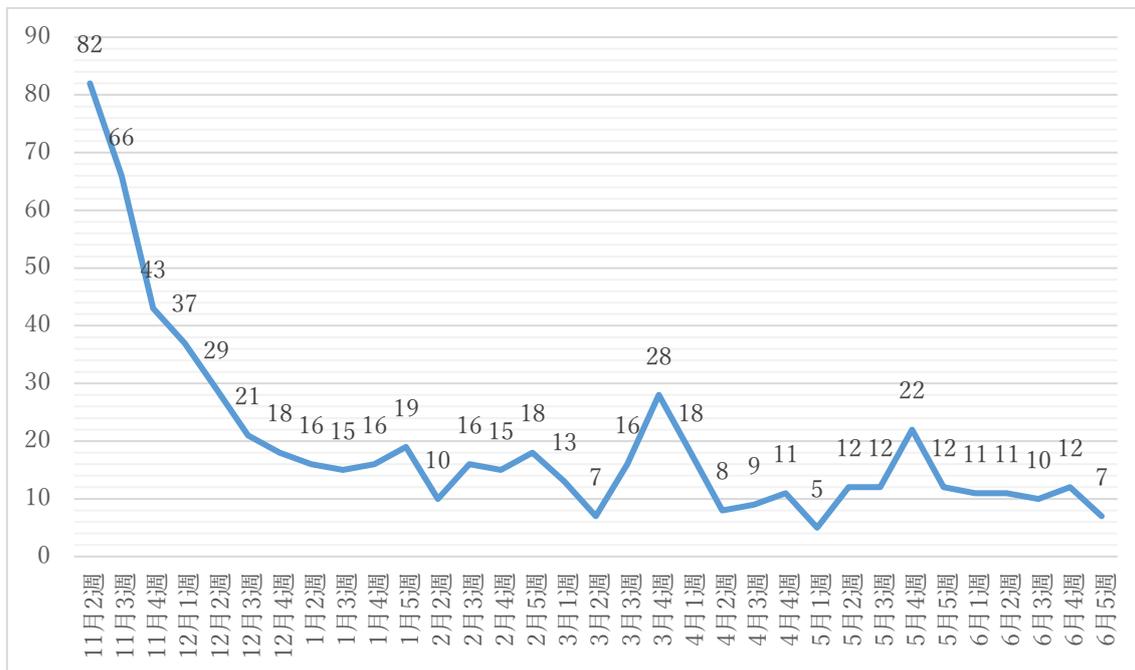
	11月			12月				1月					2月				3月			
	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	2週	3週	4週	5週	2週	3週	4週	5週	1週	2週	3週	4週	
見積案件	82	66	43	37	29	21	18	16	15	16	19	10	16	15	18	13	7	16	28	
電話相談	198	124	136	111	94	68	60	41	35	48	56	36	37	49	45	47	30	51	59	

4月				5月					6月					合計
1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	5週	1週	2週	3週	4週	5週	
18	8	9	11	5	12	12	22	12	11	11	10	12	7	645
36	24	23	33	19	23	42	46	40	37	36	32	33	25	1774

電話相談件数、見積案件数推移（令和2年6月30日時点）

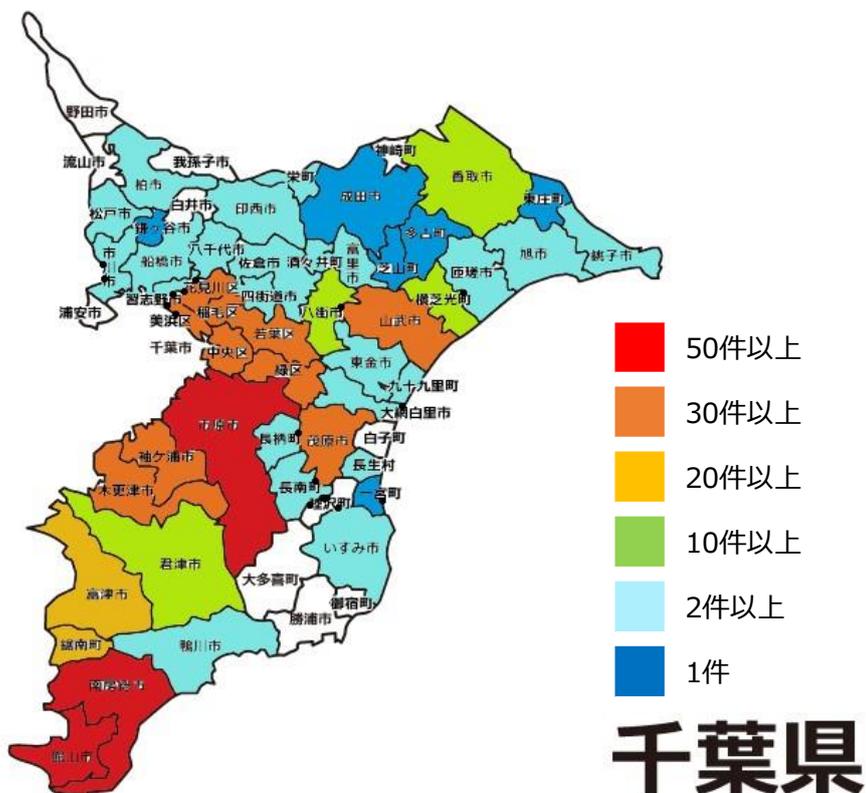


### 見積案件数推移 (令和2年6月30日時点)





見積案件自治体分布 (令和2年6月30日時点)

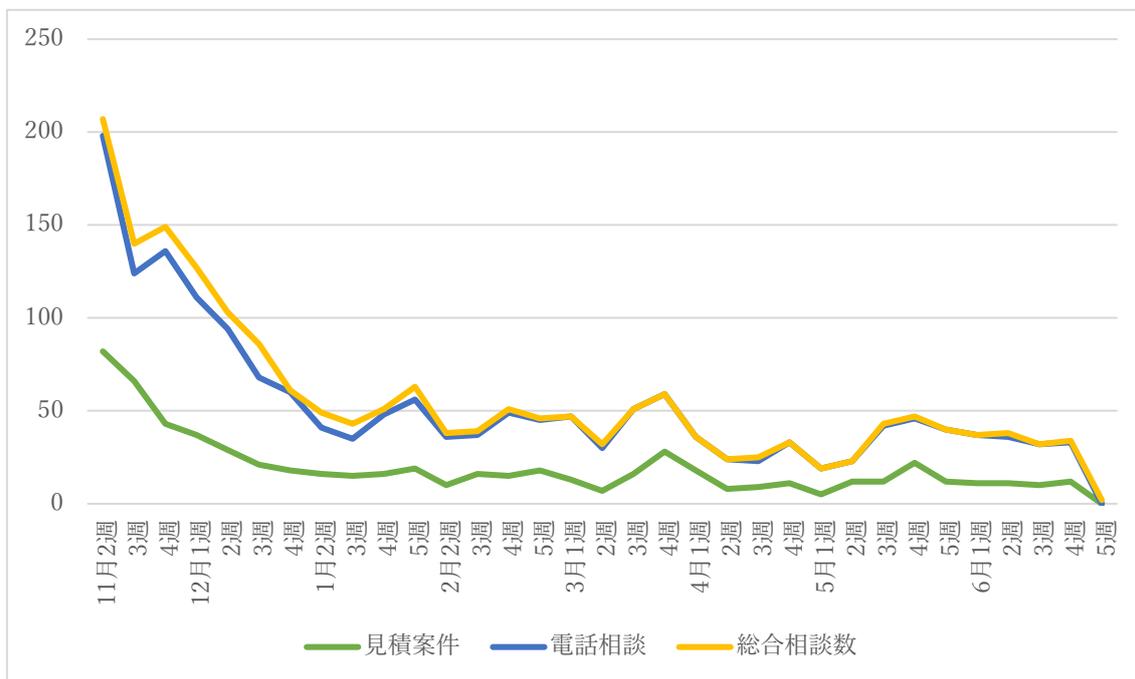


見積案件、相談数総合 (令和2年6月30日時点)

	11月			12月				1月				2月				3月			
	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	2週	3週	4週	5週	2週	3週	4週	5週	1週	2週	3週	4週
見積案件	82	66	43	37	29	21	18	16	15	16	19	10	16	15	18	13	7	16	28
電話相談	198	124	136	111	94	68	60	41	35	48	56	36	37	49	45	47	30	51	59
現地相談	鴨川市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	館山市	6	6	2	4	5	5	1	4	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0
	南房総市	0	3	7	6	2	10	0	0	3	0	2	1	2	0	1	0	2	0
	鋸南町	3	6	4	6	2	3	0	4	2	1	0	1	0	2	0	0	0	0
	合計	9	16	13	16	9	18	1	8	8	3	7	2	2	2	1	0	2	0

4月				5月					6月					合計
1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	5週	1週	2週	3週	4週	5週	
18	8	9	11	5	12	12	22	12	11	11	10	12	7	645
36	24	23	33	19	23	42	46	40	37	36	32	33	25	1774
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39
0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	2	0	1	2	43
0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	2	0	1	2	126
総相談件数 (電話 + 現地)													1900	

相談数総合、見積案件推移 (令和2年6月30日時点)



15. 現地窓口相談受付状況

特に被害の大きい4市町に相談員を配置し、直接相談を実施。

受付日時・場所

- ①南房総市 本庁舎別館1階 11月11日から毎週月曜日、水曜日 午前9時～午後4時
- ②鴨川市 市役所6階 11月15日から毎週火曜日、金曜日 午前9時～午後5時
- ③館山市 館山市コミュニティセンター 11月15日から毎週火曜日、金曜日 午前9時～午後5時
- ④鋸南町 町役場1階 11月15日から毎週火曜日、金曜日 午前9時～午後5時

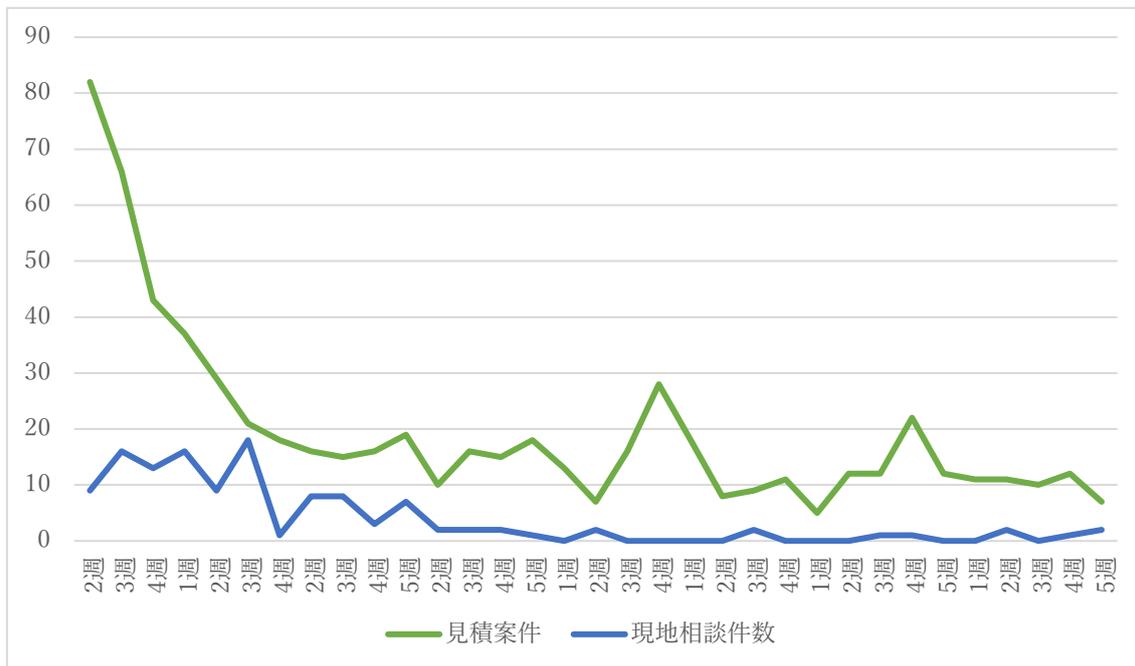
※鴨川市は相談者がほぼなく途中で廃止※①～③は令和2年3月で終了、鋸南町のみ継続

市町別現地相談集計表 (令和2年6月30日時点)

	11月			12月				1月				2月				3月				
	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	2週	3週	4週	5週	2週	3週	4週	5週	1週	2週	3週	4週	
現地 相談	鴨川市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	館山市	6	6	2	4	5	5	1	4	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	南房総市	0	3	7	6	2	10	0	0	3	0	2	1	2	0	1	0	2	0	0
	鋸南町	3	6	4	6	2	3	0	4	2	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0
	現地相談件数	9	16	13	16	9	18	1	8	8	3	7	2	2	2	1	0	2	0	0
見積案件	82	66	43	37	29	21	18	16	15	16	19	10	16	15	18	13	7	16	28	

4月				5月					6月					合計
1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	5週	1週	2週	3週	4週	5週	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39
0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	2	0	1	2	43
0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	2	0	1	2	126
18	8	9	11	5	12	12	22	12	11	11	10	12	7	645

現地相談数及び見積案件推移 (令和2年6月30日時点)



## 16. 施工及び完工状況

市町村別契約及び完工状況集計表（令和2年6月30日時点）※要差し替え

地域別	相談窓口対応件数			現地訪問済件数			契約済み件数		
	相談件数	受付件数	キャンセル	現地調査	見積提出	キャンセル	契約件数	未着工	完工
旭市	件	6件	件	6件	件	件	3件	件	3件
我孫子市	件	0件	件	0件	件	件	0件	件	件
いすみ市	件	2件	件	2件	件	件	0件	件	件
市川市	件	7件	件	6件	件	1件	2件	件	2件
市原市	件	48件	7件	41件	件	件	3件	1件	2件
印西市	件	1件	件	1件	件	件	1件	件	1件
浦安市	件	0件	件	0件	件	件	0件	件	件
大網白里市	件	1件	件	1件	件	件	1件	件	1件
柏市	件	1件	件	1件	件	件	1件	件	1件
勝浦市	件	0件	件	0件	件	件	0件	件	件
香取市	件	10件	件	10件	1件	件	4件	件	4件
鎌ヶ谷市	件	0件	件	0件	件	件	0件	件	件
木更津市	件	23件	2件	21件	件	件	4件	2件	2件
君津市	件	13件	件	12件	件	1件	4件	3件	1件
佐倉市	件	4件	件	4件	1件	件	1件	件	1件
山武市	件	22件	件	22件	件	件	11件	5件	6件
白井市	件	0件	件	0件	件	件	0件	件	件
匝瑳市	件	4件	件	4件	件	件	2件	1件	1件
袖ヶ浦市	件	35件	4件	29件	件	2件	2件	2件	件
千葉市	件	25件	2件	21件	件	2件	3件	1件	2件
銚子市	件	1件	1件	0件	件	件	0件	件	件
東金市	件	2件	件	2件	件	件	0件	件	件
富里市	件	1件	件	1件	件	件	2件	1件	1件
流山市	件	1件	件	0件	件	1件	0件	件	件
習志野市	件	1件	件	1件	件	件	0件	件	件
成田市	件	1件	件	1件	件	件	1件	件	1件
野田市	件	0件	件	0件	件	件	0件	件	件
富津市	件	15件	1件	14件	1件	件	5件	件	5件
船橋市	件	4件	件	4件	件	件	0件	件	件
松戸市	件	1件	件	1件	件	件	2件	1件	1件
茂原市	件	32件	5件	27件	件	件	14件	4件	10件
八街市	件	6件	件	6件	件	件	3件	3件	件
八千代市	件	3件	1件	2件	件	件	1件	件	1件
四街道市	件	2件	件	2件	件	件	0件	件	件
一宮町	件	0件	件	0件	件	件	0件	件	件
大多喜町	件	0件	件	0件	件	件	0件	件	件
御宿町	件	0件	件	0件	件	件	0件	件	件
九十九里町	件	1件	件	1件	件	件	0件	件	件
神崎町	件	0件	件	0件	件	件	0件	件	件
酒々井町	件	1件	件	1件	件	件	0件	件	件
芝山町	件	1件	件	1件	件	件	1件	件	1件
白子町	件	0件	件	0件	件	件	0件	件	件
多古町	件	1件	件	1件	件	件	0件	件	件
長南町	件	6件	件	6件	件	件	2件	件	2件
東庄町	件	0件	件	0件	件	件	0件	件	件
長柄町	件	0件	件	0件	件	件	1件	件	1件
睦沢町	件	0件	件	0件	件	件	0件	件	件
横芝光町	件	4件	件	4件	件	件	0件	件	件
長生村	件	0件	件	0件	件	件	0件	件	件
鴨川	件	6件	件	6件	件	件	4件	2件	2件
館山市	件	93件	14件	75件	件	4件	26件	11件	15件
南房総市	件	91件	8件	79件	件	4件	7件	5件	2件
鋸南町	件	42件	5件	35件	件	2件	11件	6件	5件
	0件	518件	50件	451件	3件	17件	122件	48件	74件

## 17. 周知活動

全木協千葉県協会による応急修理事業周知のため、チラシの作成などを行った。

### ①チラシの作成

チラシを作成し、千葉県ホームページに掲載。市町村窓口にも配布

※り災証明書をお持ちの方が対象です。 一般社団法人全国木造建設事業協会千葉県協会

## 被災住宅の修理でお困りの方へ

# 被災住宅工事相談窓口

## 0120-029-289

※「ぜんもつきょう 千葉県協会」と電話に出ます。

令和元年  
11月7日(木)より

**【電話受付】月～土 9:00～16:00**  
※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/6)はお休みです

☎このような方、お電話ください☎

・台風15号,19号,大雨被害で、り災証明書をもらったけど、  
**工務店さんを見つけられない。**

☆☆この窓口では☆☆

見積作成から応急修理工事を請け負う工務店さんをご紹介します。

◎り災証明書をお手元にご用意の上、窓口にお電話ください。◎

【当初チラシ（3月上旬まで掲載）】

1/1 号・19号および大雨により住宅に被害を受けた皆様へ

# 修理工事を請け負う 工務店を紹介します

例えばこのようなことでお困りの方、ぜひご相談ください！

Case 1

お住まいの住宅の  
修理を必要とする方



Case 2

修理をしたいが  
工務店が  
見つからない方



Case 3

修理がいつになるか  
分からない方



その他、住宅の修理や工務店でお困りの方

こちらまでお気軽にご相談ください！

一般社団法人 全国木造建設事業協会千葉県協会



**0120-029-289**

電話受付/月曜～土曜 9:00～16:00 (日祝休)

- 全木協千葉県協会に登録している千葉県下の工務店の中からご紹介
- 補助金や交付金用のお見積り作成にも対応

※この窓口は「国土交通省住宅整備事業推進等事業費補助金」により運営されています。



千葉県マスコットキャラクター テーパくん



国土交通省



千葉県

ウラ面は補助金に関する情報もございます。ご確認ください。 ▶▶ウラ面へ

【新チラシ① (3月中旬から掲載)】



#### 【新チラシ②】

#### ②銀行窓口へのチラシ配布

被災住民の目につくよう、多くの人が利用する可能性のある銀行にチラシを置いてもらった。会員企業経由または千葉県経由で銀行へ依頼。

#### ③地域限定発行の新聞掲載

被害の大きい南房総安房地域で発行されている日刊紙『房日新聞』の3月17日号の1面記事に掲載。被災住民への周知を狙ったもの。

### 18. 資材等の作成

応急修理事業を運営する上で作成した主な資料・資材等。被災者から信頼を得るためビブスなども作成

- ①登録事業者説明会資料
- ②見積作成勉強会資料
- ③聞き取りガイドライン
- ④千葉県被災住宅応急修理事業聞き取りシート（電話・現地受付用）
- ⑤見積自動計算シート（エクセル版）
- ⑥各種案内・チラシ
- ⑦全木協千葉県協会専用相談聞き取りシート（複写式・現地見積調査内容確認用）
- ⑧ネクストラップ（現地見積調査員用）
- ⑨ビブス（現地見積調査員用）

このガイドラインは「千葉県被災住宅応急修理事業」で登録事業者が現場に行くまでに聞き取っておくべきことを示したものです。ガイドラインを参考に被災住民の方からお話を聞き、聞き取りシートに記入してください。会話例は想定される一例です。実務では聞き取ってほしいポイントを外さず、臨機応変にお話ししていただいで大丈夫です。「傾斜」の姿勢を忘れず、丁寧に聞き取りを進めてください。

聞き取りポイント		想定される会話例	注意事項
受話器をとる		◎「お電話ありがとうございます。全木協(ぜんもつきょう)千葉県協会事務局〇〇です。」	電話窓口の場合、必ず乗ってください。
聞き取り開始		◇被災住民の皆さんが、被害状況やお困りごとや電話をしてこられた経緯をおっしゃってください。 思いますので聞き取りを開始してください。	「傾斜」の姿勢を忘れないこと。
① 相談者属性	相談者の特定	◎「お電話いただいているのは被害を受けられた住宅の持ち主の方ですか？」 ※相談の電話をかけてきている人が本人かどうか、本人でなければ誰なのか。しっかり確認してください。 高齢の親御さんに代わって代わりに電話をしてくれているお子様なのか、誰なのか。 <本人でない場合> ◎「今ご相談のお電話をいただいているのは、持ち主の方はお存知ですか？」 聞き取りシートの住所、名前、連絡先を記入。	現場の際に所有者が譲りトラブルのもとになります。所有者と相談者が同一人物かそうでないかをしっかり確認してください。 現場に行ったときに、住んでいる人に「聞いていない」と言われたためです。
	紹介元の確認	◎「この窓口の電話番号は、どのようにお知りになりましたか？」	チラシは、市役所のり災証明書発行してもらう手続きの窓口で配られているものが、そうでない場合のことがあるので、確認してください。
	有料の応急修理事業窓口であることの確認	◎「この窓口は市町村からの補助金などを使って有料で工事を行う前提の窓口であることをご存知ですか？」 ※値段を聞かれたら… ◇「ネットで見ると、値段〇〇〇円くらい書いてあるけど、だいたいそんなもんかしら？」 ◎「そうですね。あくまでも目安ですから、正確な金額は見積りに行く業者さんが出します。お住いの状況によっていろいろ価格が変わってしまいますので…」	無料の対応をする窓口ではないことを確認してください。 役所からの紹介だから無料だと思っても電話をかけてきている人がいるかもしれません。工事がかかることを理解していただけか、確認してください。 見積りは無料です。 工事の値段は、予想がついたとしても絶対に答えなくてください。
② 被害状況および対応の確認	り災証明書有無の確認	◎「お手元はり災証明書(または申請書)をお持ちですか？」	り災証明書を持っている方、または申請中もしくは申請する予定の方が対象です。
	被害状況の確認	◎「では被害の状況を詳しく教えてください。」 ※ここで被災住宅の形状の確認、被害状況の確認、現在どういう応急処置がされているかまたはいないか、などを詳しく確認してください。 登録事業者が現場に行くための参考になりますので、大変重要な作業項目です。	り災証明書に書いてある状況などを聞き取ったり、実際に被災住民の方が話す内容聞いて、登録事業者が現場に行くための参考になるように聞き取り、詳しく書いてください。
	応急処置の状況の確認	◎「今、ご自宅になんらかの応急処置がされていますか？どんな風に応急処置されていますか？」 ※例えばブルーシートがどのくらいかけてあるか、土壌がどのくらい乗っているか、などわかると、現場に行くときの参考になる。	
	相談してきた背景の確認	◎「応急処置は誰がしましたか？」 ※ここで工務店さんにやってもらった、大工さんにやってもらった、屋根屋さんにやってもらったなどの答えがあったら、なぜその人たちに工事を頼まないのか聞いてください。 時間がかかると言われたとか、トラブルになっているなどのいろいろな理由があるかもしれないので、聞いておきましょう。特にトラブルになっていないようなら、本来はそちらに依頼すべき…。	無碍にはできませんが、本来この窓口には、「自分で工事を見つけれない被災住民」が電話をかけてくるのが大前提なのです。
	家の形を確認	◎「今のご自宅の状況はだいたいわかりました。大変でしたよね、改めておうちの形などを確認させてくださいね。」	聞き取った内容で家の形状は想定できていると思いますが、改めて確認してください。
有料工事の理解確認	◎こちらの窓口でのご紹介の工事は有料になる前提ですが、大丈夫ですか？ ※あとで「無料だと思った」という類のクレームにならないよう、必要があれば数回確認してください。 ※見積もりは無料ですが、工事は有料です。		
③ 工事代金集めの確認	◎工事代金がり災証明書による補助金や交付金よりオーバーした場合、お支払方法はどこまでご予定ですか？ ※火災保険を使う、現金で支払うつもりか、など確認してください。 ※◇「いくら出るの」と聞かれたら、 ◎「正確にはわかりませんが、自治体の窓口を確認してください」と答えてください。 「目安として、補助金と交付金で工事の20%まで、最大50万円が出ます。でも、お見積りが出ないと正確にはわかりません。」	たぶんオーバーします。 補助金+交付金で工事の20%まで最大50万円がです。 正確に答えようとしていないでください。 見積りが出ないと正確にはわかりません。	
現場がNGな日を確認	◎「見積もりを作成するのに、ご自宅におうかがいしないといけません。おうかがいするのにご都合の良い日を教えてください。」	必ず都合の良い日を聞いてください。 都合の良い日聞いてもその日に工務店	

④連絡・日程調整などの詳細	↓		さんが行けるかわからないからです。また、すぐに行けるかわからないので、3週間ぐらいのご都合を聞いておいてください。
	↓	立会人の確認	◎「工務店さんがご自宅にうかがうときに、いってくださるかたは今電話でお話して下さっている方でよろしいですか？」 これは必ず確認してください。視察の際のトラブル回避のためです。物件に対して決定権があるか、または代理として足る人に立ち会ってもらえることが重要です。
	↓	連絡先の確認	◎「それでは、おうかがいした内容でご紹介できる工務店さんを一週間程度でご連絡いたします。ご連絡先の再確認をさせていただきます。◎基本は電話での連絡にしたいのですが、電話がNGな場合は、他の連絡方法を聞いてください。FAXかメールが対応可能、SNSまたはショートメールは対応不可、窓口は携帯がないため。」 最初の日程は事務局から連絡を入れます。再連絡が滞らないよう、連絡先と連絡人を再確認してください。また、電話がNGな日時も聞いてください。
	↓	相談終了	◎「(お電話)ありがとうございました。全木協千葉県協会から再度ご連絡させていただきます。」 ◎高齢の方だと、名前を忘れてしまう可能性があるため、必要であれば、「全木協千葉県協会」とメモに取っておいてもらってください。

**想定できる質問** ◇「ブルーシートの張り直しはしてくれませんか？」  
※工事することが前提のブルーシートの張り直しは、工務店さんが現場に行くときにやってくれるかもしれませんが、状況を聞いてシートに記入してください。  
◎「おうかがいする工務店さんにはお伝えしておきますね。」  
※原則、新規のブルーシート張り依頼の電話はかかってこないはずですが、もし依頼があったらそれを行っている団体を紹介してください。

**重要な注意事項** ☆所有者の部分を知るときには細心の注意を払うこと。  
例えば、相談者は被災された家の親族であるが、その家の所有者が誰なのか分からない。また、その家の所有者は亡くなっていて、空家で近所から直して欲しいと依頼があった場合など。  
※所有者本人・相続人以外の代理人では、修理修繕の契約・依頼内容の決定はできません。

**どなたも順番待ち** ☆工事をするのがいつ頃になるかを聞かれたら、現在、どの方にも順番をお待ちいただいていることを説明してください。

**金額は明示しない** ☆工事価格についての言及は絶対に避けてください。「電話の人がこのぐらいの値段が言ったのに...」というクレームは避けたいですね。  
☆補助金・交付金について、正確な金額は見積もりが出ないといけないので、細かく説明する必要はありません。  
◎「補助金+交付金で工事の20%まで最大50万円がです。」までで十分です。

**他社さんに依頼している方はなるべくそちらで** ☆もし、相談者が他社で見積もりを依頼していることが分かった場合は、そちらでやってもらうように誘導してください。当窓口が被災住民の方がすでに相談されている会社様の競合先になってしまうのを避けるためです。  
☆すでに他社さんから出てきた見積もりが妥当かどうかを問い合わせるために相談をしてくる被災住民の方もいるかもしれません。そのための相談窓口ではないので、丁寧に断りしてください。

### 【③聞き取りガイドライン】

千葉県被災住宅応急修理事業 聞き取りシート Ver.2					
受付日: 2019年 月 日 ( ) [ : ] 受付者: 受付№					
① 相談者属性	フリガナ 相談者氏名				
	相談者住所 電話番号				
	※物件所有者および所在地が異なる場合 物件所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他( )				
	物件住所 所有者氏名 電話番号				
どちらからのご紹介で電話をいただきましたか? <input type="checkbox"/> 市町村の紹介 <input type="checkbox"/> その他( )					
◆里災証明書について 里災証明書をお持ちですか? <input type="checkbox"/> 持っている <input type="checkbox"/> 持っていない <input type="checkbox"/> 取得する予定 持っている方に質問です。 <input type="checkbox"/> 判定を教えてください(全壊・半壊・一部損壊) →詳しい内容は特記事項へ記入					
◆現在、応急処置はされているか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ どのような応急処置をしましたか、それが行なったか? →特記事項へ記入					
◆物件の形の確認					
建物形態	階数	構造	建築時期	面積	建築団地
<input type="checkbox"/> 戸建	<input type="checkbox"/> 2階建て	<input type="checkbox"/> 在来工法	築	敷地	<input type="checkbox"/> 建築団地あり
<input type="checkbox"/> 長屋	<input type="checkbox"/> 3階建て	<input type="checkbox"/> RC	約 年		<input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/> 集合住宅	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 洋風	約 年	延床面積: m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 築年が不明
	<input type="checkbox"/> 2×4	<input type="checkbox"/> 木造	約 年		
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 不明	年建築		
◆工事代金が補助金や交付金よりオーバーした場合、お支払方法はどのようになりますか? <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 損害保険 <input type="checkbox"/> その他( )					
◆工事代金の支払いをするのはどなたですか? <input type="checkbox"/> 相談者本人 <input type="checkbox"/> 物件所有者 <input type="checkbox"/> その他( )					
◆現場調査の日(現場で対応する方はどなたですか?) <input type="checkbox"/> 相談者本人 <input type="checkbox"/> 物件所有者 <input type="checkbox"/> その他( )					
◆他社に見積りしていることがわかった場合 → 聞いた話を特記事項へ記入					
◆現場に行っていない日 → ×を特記事項方部分のカレンダーに記入					
◆事務局から電話はしていない時間帯 ( )					
◆近接電話番号 <input type="checkbox"/> 相談者に同じ <input type="checkbox"/> その他( )					
※連絡先記入欄					
紹介事業者	相談者へ連絡 回数	事業者訪問日 月 日 ( )			
※連絡先記入欄					

◆特記事項(※右側の聞き取りシートに書き入れない場合は全てこちらに記入してください。)

◆工事価格についてはまだありません。 ◆工事の時期はまだありません。 ◆資料工費であることも説明しています。

11 November 2019

27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12 December 2019

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

◆特記事項

### 【④千葉県被災住宅応急修理事業聞き取りシート(電話・現地受付用)】



【◎ピブス (イメージ)】

## 19. 課題と今後に向けて（令和2年3月18日時点）

全国初のとりくみとして、走りながら体制をつくりあげてきた。運営上の課題については会長・事務局中心に都度検討を重ねてきた。登録事業者から寄せられる要望などについては極力対応し、円滑な見積作成をサポートしてきた。

課題として1つは登録事業者の数が挙げられる。受付開始直後、特に11月から12月にかけては相談件数が多く、対して登録事業者が増えないという事態が発生した。当初受付から1週間程度で業者を選定し連絡する流れであったが、対応できる事業者が不足し見積案件が滞留してしまった。結果、被災者から催促やクレームの電話が寄せられた。対応としては相談者あての手紙発送。内容は相談受付が受付された報告と日程調整のお願い。これにより、クレームの回避につなげることができた。登録事業者の増加により、徐々に滞留案件は減少したが、スタート時の体制確保は課題であった。

2つ目は自治体の対応の差が挙げられる。当初の千葉県住宅課の説明との食い違いが見られ、自治体毎の申請から完了までの流れが想定と大幅に異なっていた。54自治体それぞれが方法を定めており、手順が統一されていない。そのため、登録事業者に余計な手間が発生した。現地までの交通にかなりの時間を要する事業者が多いため、無駄なコストも発生することとなった。意見交換会などで千葉県住宅課に要望するも、補助金のしくみに市町村の負担金が組み込まれているため、県主導で統一が難しいとの話であった。最終的に統一されないまま事業が進んでおり、結果として必要以上の労力を使うこととなった。自治体側の課題として、今後議論を進める必要がある。

3つ目は相談者数について。千葉県では一連の台風被害等において一部損壊の被害が7万戸とも言われているが、千葉県協会への相談は約1400件。協会への相談が多いか少ないかについては議論が必要であるが、千葉県全体からみると少ないことは明らかである。要因として①地元建設業者への大量相談（待機も含め）、②工事の意思なし、③相談者の資金不足、などが考えられる。①については地域特有の性質でもあるが、地元意識が高いため、待つでも地元業者に依頼することにより生じるパターン。②については軽微な工事で罹災証明は発行されたものの、実際は工事不要であったり、引っ越しを予定しているなど、そもそも工事を予定しないパターン、③についてはかなり深刻な課題で、被害が集中している地域は特に高齢者も多く、また、建築年数がかなり経過している物件が多く、対応したくてもできないパターン。この間の電話相談や実際に見積にて「資金がない」「どうせ長く住まない」などの声が出されている。

いずれにしても千葉県全体の復旧は未だ見通しが立っておらず、国などからも指摘は受けているとのこと。全木協千葉県協会では課題について各機関等で相談・調整し、千葉県の復旧に努めていく必要がある。

現在千葉県協会では資金不足の被災者の救済手段としてルーフィング材を活用した簡易の屋根部分修理を検討している。完全な修復には及ばないがブルーシートよりはるかに耐久

性があり、数年単位での使用が可能となる。加えて格段に費用を抑えることができ、資金不足で修繕できなかった被災住民の活用が期待できる。さらに短時間での施工で、面積によっては一日に複数件の対応となることから登録事業者のコスト削減も見込める。千葉県早期復旧に向けた新たなとりくみとして今後検討を続ける。

## 20. 令和2年3月以降のとりくみについて ※追加

グラフからも見られるように事業開始以降減少・横ばいであった相談状況の打開を図るべく、千葉県とも協力し各種の宣伝活動にとりくんだ。

新たに作成したポスター等については、千葉県と災害協定を結んでいる県内3地銀の各支店に案内ポスター325部とチラシ2800部配布。また、県と包括連携協定を結んでいる郵便局へ案内ポスター20部、チラシ400部、信用金庫・組合支店へ案内ポスター70部、チラシ700部を配布した。

また、被害が集中した南房総地域を購読エリアの中心とした『房日新聞』への紙面広告(3/21・25)と記事掲載(3/17)も行い、応急修理事業及び全木協の周知をしてきた。その結果、一時的ではあるが相談件数が増加。各種宣伝の効果の表れとなった。

さらに、ルーフィング材を活用した簡易の屋根修理については千葉県社会福祉協議会と懇談(3/19)し、全木協及び応急修理事業も含め説明を行った。比較的安価でかつブルーシートよりはるかに耐久性に優れた内容として、特に資金不足で困っている住民の力になれないかと呼びかけた。具体的な進展としてはこれからではあるが、今後実施に向け、準備をすすめている。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令など、前代未聞の事態が重なり、住民や自治体は非常に厳しい状況が続いている。全木協千葉県協会としてはコロナ対応に十分留意しながら、引き続き令和2年度(7月～9月予定)も応急修理事業を継続することとする。